

第5号議案

山梨県都市計画マスタープラン及び
都市計画区域マスタープランの改定
方針について(諮問)

(諮問案件)

山梨県都市計画マスタープラン及び 都市計画区域マスタープランの改定について

※「整備、開発及び保全の方針」…「マスタープラン」

本県では、平成21年度に山梨県都市計画マスタープラン(非法定計画)を策定、平成22年度には、都市計画区域マスタープラン(法定計画)を改定し、山梨の都市づくりの基本理念を「都市機能集約型都市構造の実現」とし、拡散型の都市構造からの転換を図ることとした。また、目標年次は、20年後の都市の姿を展望しつつ、概ね10年間の都市計画の基本的方向性を定めるものとし、平成32年を目標年次としている。一方、社会情勢の大きな変化や法制度などに変更が生じ、本計画の見直しが必要となった場合には、適時適切に見直しを行うこととしている。

現在、本県においては、平成39年に開業が予定されるリニア中央新幹線を活用した県土づくりを進めるにあたり、平成25年に「山梨県リニア活用基本構想」が策定され、「リニア山梨県駅」の位置が決定されるとともに、今年度には、新駅周辺の土地利用の基本的方針を含む「リニア環境未来都市」の整備方針が策定される予定である。

また、国においては、平成26年度に都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行により、立地適正化計画制度が創設され、市町村は、急速な人口減少と高齢化に直面している地方都市の現状と課題を解決し、安心できる健康で快適な生活環境、持続可能な都市経営、環境・エネルギー負担の低減、自然災害に対する事前予防を実現するため、立地適正化計画を作成することが出来ることとなり、県でも各市町村に基礎調査データの提供や講習会の実施等、策定に向け、積極的に働きかけを行っているところである。

このような状況から、定期見直しを前倒し、今年度より、山梨県都市計画マスタープラン及び都市計画区域マスタープランの改定作業に着手する。なお、改定に要する期間は、平成28年度～30年度の約3年間とする。

山梨県都市計画マスタープラン及び 都市計画区域マスタープランの改定方針について(諮問)

都市計画法第6条の2第1項の規程に基づき、平成22年度に改定した「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(「都市計画区域マスタープラン」)及び、それに先立ち平成21年度に策定した「山梨県都市計画マスタープラン」(非法定計画)を改定するにあたり、その改定の方針について諮問します。

○ 山梨県都市計画マスタープラン及び 都市計画区域マスタープランの改定方針

- ① 改定の基本的な考え方
- ② 目指すべき県土構造
- ③ 主要な都市計画の決定の方針
- ④ 立地適正化計画に関する広域的調整のあり方

都市計画審議会の調査審議等について

国の都市計画運用指針において、「改定案の作成の前段階から都市計画審議会から意見を求めていくことが望ましい。」とされ、具体的な例として、「都市計画区域マスタープラン」が示されている。

(都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の調査審議等について)

都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会は、都市計画法その他法令でその権限に属せられた事項の調査審議のほか、都道府県知事又は市町村長の諮問に応じ都市計画に関する事項の調査審議等を行うこととされており、地方における都市計画に関し各種の提言を行うことが法令上期待されている。

また、都市計画に関する事項については、住民の意見とともに、公正かつ専門的な第三者の意見を踏まえて立案していくことが、都市計画に対する住民の合意形成を円滑化するとともに、都市計画の着実な実施を図る観点から重要となってきている。

このため、今後、都市計画に関する案の作成の前段階その他都市計画決定手続以外の場面においても、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会から意見を求めていくことが望ましい。意見を求める事項としては、例えば、以下のようなものが考えられる。

- ・ 都市計画区域マスタープラン又は市町村マスタープランの案の作成
- ・ 都市計画の決定手続に関する事項に係る条例の案の作成
- ・ 基礎調査の解析結果等都市計画に関する情報提供の在り方等 (都市計画運用指針より)